

競技規則の一部改訂について

第3章 用具

第14条 ネットの規格は次のとおりとする。

- (1) 色は原則として黒色とする。
- (2) 高さは1.07 mとする。ただし、設備等の状況によりやむを得ない場合は、1.06 mから1.07 mまでの範囲内とすることができる。(ネットを張った時の高さは、サイドラインの上において1.06 mから1.07 mとし水平に張るものとする。)
- (3) 長さは12.65 mとする。
- (4) 網目は縦横とも3.5cm 以内の四角形とする。
- (5) ワイヤロープは長さ15m、直径6.0 mmを標準とする。
- (6) 上端は両面において幅5 cm 以上6 cm 以内の白布で被う。
- (7) ネットは原則両端をネットポストに、下端をコートに接着させる。

〔解説 2-2〕

大会においては公認証布が貼付されたネットの使用を推奨する。

第16条 ラケットは両面のプレー特性が同一になるように設計され、フレームにストリングを張ったものとし、打球面は平面でなければならない。  
この場合において、ストリングの張り上がり状態はおおむね均一でなければならない。

- (1) ラケットフレームはいかなる材質、重量、及び形状であっても良い。
  - (2) ラケットの全長は720mm 以内とする。
  - (3) ラケットのフェイス面積は120inch<sup>2</sup> 以内とする。
- 2 ストリングはフレームに結合しており、交互に交錯していなければならない。
- (1) ストリングはボールに過度の変化を起こさせるようなものであってはならない。
  - (2) 全長は13m 以内とする。
  - (3) ゲージは1.40mm 以内とする。

〔解説4〕

1. ラケットについては(公財)日本ソフトテニス連盟でラケットを公認し、公認マークを貼紙したラケットであること。
2. 打球面に異物を取り付ける等で、ボールに特別な影響が与えられる場合は、そのラケットの使用を認めない。判断はレフェリーが行う
3. 大会においては、公認事業者のストリングを使用するものとする。

第15条 ボールは空気の入っているゴム製品で、原則として白色とし、その規格は次のとおりとする。

- (1) バウンドの高さは、マッチを行うコートにおいてボールの下端が1.50 mの高さから故意に力を加えることなく落下させた場合、コート面で弾んだ後の最高到達点がボールの下端で70cm から80cm までの範囲となるよう調節する。

(2) 重さは 30 g 以上 31 g 以下とする。

(3) 直径は 6.6cm (± 0.1cm) とする。

[解説 3]

公認球は、公認事業者の白色及び黄色のボールであるが、大会要項で~~ボールの~~色について触れていない場合は、白色のボールを使用する。

なお、競技に使用することによってボールが自然に変色した場合は、そのボールは元の色のみであるとみなす。